

学 則

- 1 研修の目的
障がい者の社会生活をサポートする者としての養成をはかり、障がい者の自立を社会参加の一助とする。
- 2 研修の名称
同行援護従業者養成研修一般課程
同行援護従業者養成研修応用課程
- 3 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
同行援護従業者養成研修一般課程	札幌市	昼間～夜間	2月	3日間	30	26,000円	一般
同行援護従業者養成研修一般課程	札幌市	通信①	2月	2週間	30	25,000円	一般
同行援護従業者養成研修一般課程	札幌市	通信②	2月	2週間	30	20,000円	一般
同行援護従業者養成研修応用課程	札幌市	昼間～夜間	2月	2日間	30	21,000円	同行援護従業者養成研修一般課程修了者

- ※1 同行援護従業者養成研修一般課程（昼間～夜間・通信①）は別紙2のとおり免除があり、1の該当者は研修2日間、受講料は23,000円とし、2の該当者は研修期間1日間、受講料8,500円とする。
- ※2 同行援護従業者養成研修一般課程（通信②）は別紙2のとおり免除があり、1の該当者は研修2日間、受講料は18,000円とし、2の該当者は通信課題のみ、受講料5,000円とする。

- 4 受講手続
 - (1) 募集時期
開講日の3か月前から募集し、7日前に締め切る。
 - (2) 受講料納入方法
申込後、指定の期日までに金融機関に振り込むこと。
なお、研修の開始までに受講料が振り込まれないときには、受講を断る場合がある。
 - (3) 受講料返還方法
受講前については、当所の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。
研修開始後は、理由の如何を問わず受講料は一切返還しない。
 - (4) 本人確認
受講申込時または初回の講義時に行う。
方法については、運転免許証、健康保険証等の公的証明書により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。
- 5 研修内容及び時間数
別紙1のとおりとする。
- 6 研修の免除
別紙2のとおりとする。
- 7 主要テキスト
同行援護従業者養成研修テキスト 中央法規出版
- 8 修了認定
 - (1) 出欠の確認方法
各教科の開始前に出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

面接授業は担当講師が科目ごとに評価をする。必要に応じて補講等を行う。

通信課題は、60点以上（100点満点）を合格とする。不合格の場合は、修業年限内の再提出を要する。

(3) 修了の認定方法

面接授業のすべてに出席し、各科目の担当講師の評価により修了認定できる者に認定を行う。

通信課程の場合は上記のほかに通信課題を添削し60%以上の正解がある者を修了認定する。

(4) 修了証明書（別紙により記載すること）

別紙3の修了証明書を交付する。

(5) 欠席した場合の取扱い

原則、遅刻・早退・欠席等が発生した場合、講習修了の認定は行わない。

但し、やむを得ない事情と判断した場合は、受講生と協議のうえ、次回以降開講の講習会（受講生が最初に参加した講習会の初日から1年以内に修了できる場合に限る）で補講、もしくは講義科目であれば、通信課題の提出で授業の不足分を全て満たした時点で修了したものと判断する。

なお、通学での受講者がやむを得ない事情により欠席した際に、通信のコースで授業の不足分を受講する際は受講料の差額分を返金しない。

9 退学規定

受講者が退学しようとする時には、所定の退学届を提出すること。

受講者が当所の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為があった時には、退学を命ずることがある。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

イ 学力劣悪で修了の見込みがないと認められるとき。

ウ 正当な理由がなくして出席が常でないもの。

エ 研修の秩序を乱している者

10 その他

この学則は、平成30年4月1日から施行する。